

議案第 75 号

川崎市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 22 年 4 月 14 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、川崎市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分する。

平成22年 3 月 3 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

川崎市立高等学校授業料等徴収条例（昭和23年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市立高等学校入学選考料等徴収条例

第1条中「授業料等」を「入学選考料等」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 授業料は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項ただし書に規定する特別の事由があるものとして教育委員会規則で定める者から徴収する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、平成22年4月以後の月分の授業料について適用し、同年3月以前の月分の授業料については、なお従前の例による。

理 由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が平成22年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなり、早急に川崎市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたため